

無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集
 (意見募集期間：令和5年2月15日～同年3月16日)

提出件数：5件（法人等4件、個人1件）（順不同）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社NTTドコモ	本改正案は、高度150m以上でのLTEの上空利用並びに5G NR-FDD方式の利用拡大に関する、情報通信審議会からの「携帯電話の上空利用拡大に向けたLTE-Advanced (FDD)等の技術的条件等」に関する一部答申の内容に沿ったものであり、無人航空機及びヘリコプターによる上空利用の利便性向上に資する内容となっていることから、改正内容に賛同します。	本案に対する賛成の御意見として承ります。	無
2	KDDI株式会社	近年、物流やインフラ点検等にドローンが活用されており、改正航空法の施行により有人地帯での補助者なし目視外飛行(レベル4)が可能となる等、更なる利活用拡大の期待が高まっております。上空におけるドローンの通信手段としては携帯電話システムが活用されており、当社も上空でのLTE利用についてサービスを提供しております。 お客様からは既存サービスに加え、高度150m以上や空飛ぶクルマ等の無人航空機以外での携帯電話システムの利用、上空での5G利用等が要望されております。今回の省令案等は、それらのニーズに応えることを可能とし、上空での携帯電話システムの利活用を促進するものであることから、原案に賛同いたします。 なお、上空利用の更なる普及のため、速やかに本省令案等が施行されることを希望いたします。	本案に対する賛成の御意見として承ります。	無
3	ソフトバンク株式会社	携帯電話の上空利用拡大に向けた本省令改正案は、携帯電話の上空利用の高度制限の撤廃及びNR化の対応により、無人航空機に限らずヘリコプターや空飛ぶクルマ、グライダーなど搭載対象の多様化、並びに様々な高度での携帯電話の活用に資することが可能となり、将来の空の産業革命に向けて新たなユースケースや利用ニーズに応えるものであることから、本省令案の内容に賛同すると共に確実な制度の運用実現を希望いたします。	本案に対する賛成の御意見として承ります。	無

4	朝日航洋株式会社	<p>電波法関係審査基準別紙 2 無線局の目的別審査基準において、実用化試験局とは、「無人航空法第 2 条第 22 条に規定する無人航空機『等』に搭載して使用するものをいう。」とされていますが、この『等』には無人航空機以外に何を対象としているか（「搭載するモノの限定はしない（上空利用検討作業班（第 9 回）議事概要より）のであればその旨）を同基準の中に明記するのがよいと思います。</p> <p>今でこそ本件に係る意見公募要領や会議議事概要を参照しその趣旨を確認することができますが、時間の経過と共にそれを振り返ることが難しくなるためです。</p> <p>現時点において電波法関係審査基準上では実用化試験局は無人航空機に搭載するものとされていますが、総務省ウェブサイト等では公表されていないルールにより一部有人機に実用化試験局が免許されておりこれを知らない通信事業者には不利であったと考えられ、これでは電波の公平な利用とは言えなかったと思われるので、今回の改訂では免許の対象が明確化され電波が公平に利用されることを願っています。</p>	<p>携帯電話の上空利用については、主に無人航空機での利用を想定しておりますが、網羅的に記載することは困難であることから、原案の「無人航空機等」が適当と考えております。</p>	無
5	個人	<p>某反日国の息の掛かった企業に免許を出すことがないようにお願いします。安全保障を脅かすことになりかねません。</p>	<p>本改正案は、携帯無線通信を行う陸上移動局のうち、FDD-LTE方式の高度150m以上での利用及びFDD-NR方式の上空利用を可能とするための制度整備を行うものであり、携帯電話システムの無線局の免許主体に係る規定を変更するものではありませんが、御意見として承ります。</p>	無